

令和2年

第56回沖縄県介護保険広域連合議会（臨時会）会議録

会 期	令和2年11月11日	開会
	令和2年11月11日	閉会

令和2年第56回沖縄県介護保険広域連合議会臨時会会期日程表

開会 11月11日
 閉会 11月11日
 会期 1日間

目次	月日(曜)	会議区分	開議時刻	摘 要
1	11月11日(水)	本会議	午前10時	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 諸般の報告 議案の審議 議案第10号 令和2年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算(第2号) 閉会

第 1 日 目

1 1 月 1 1 日 (水)

令和2年第56回沖縄県介護保険広域連合議会（臨時会）会議録

令和2年第56回沖縄県介護保険広域連合議会（臨時会）は、令和2年11月11日（水）沖縄県介護保険広域連合（会議室）に招集された。

1. 開会、閉会の日時及び宣告

開会（令和2年11月11日 : 午前10時00分）

閉会（令和2年11月11日 : 午前10時40分）

開会の宣告（議長 田仲 康榮）

閉会の宣告（議長 田仲 康榮）

2. 応招議員は、次のとおりである。

議席番号	氏名
1	山川 安雄
2	吉浜 覚
4	與那嶺 透
5	崎浜 秀進
6	山城 良一
7	仲間 信之
8	仲間 トム
9	島袋 義範
10	小嶋 勝喜
11	伊・正徳
12	森山 悟
13	伊計 裕子
14	宮里 歩
15	喜屋武 すま子

議席番号	氏名
16	比嘉 麻乃
17	徳田 将仁
18	石垣 大志
19	新垣 一史
20	宮平 喜文
22	渡口 亮
23	垣花 恵忠
24	親川 清
25	新垣 幸子
26	砂川 泰秀
27	宜保安 孝
28	神谷 嘉栄
29	田仲 康榮

3. 不応招議員は、次のとおりである。

議席番号	氏名
3	池原 太
21	上江洲 智章

議席番号	氏名

4. 出席議員及び欠席議員は、応招議員及び不応招議員と同じである。

5. 本会議に職務のため出席したものは、次のとおりである。

課 名	氏 名
総 務 課	徳 元 信 人
総 務 課	仲 座 円

課 名	氏 名
総 務 課	親富祖 友 紀
総 務 課	大 村 健 太

6. 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席したものは次のとおりである。

職 名	氏 名
広域連合長	新 垣 邦 男
副広域連合長	
副広域連合長	
副広域連合長	當 眞 淳
事 務 局 長	具志堅 兼 栄
総 務 課 長	大 城 朝 敏

職 名	氏 名
業 務 課 長	大 城 善 則
会 計 課 長	野 原 学
認定課長兼中部 調査認定事務所長	與那覇 準
南部調査認定 事務所長	新 川 高 志
北部調査認定 事務所長	森 田 幸 也

7. 会議に付した事件は、次のとおりである。

議案第10号 令和2年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算（第2号）

令和2年第56回議会（臨時会）議事日程（第1号）

11月11日（水） 午前10時 開会

日程	議案番号	件名	備考
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		諸般の報告	
4	議案第10号	令和2年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算（第2号）	即決

○議長 田仲康榮 ただいまから令和2年第56回沖縄県介護保険広域連合議会臨時会を開会致します。

本日の会議を開きます。

開会にあたり、広域連合長より招集のご挨拶がございます。

広域連合長。

○広域連合長 新垣邦男 皆さん、おはようございます。よろしくお願ひします。本日は、令和2年第56回沖縄県介護保険広域連合議会の臨時会を招集致しましたところ、議員各位におかれましては大変お忙しい中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。さて、広域連合の運営については、日頃から議員の皆様のご配慮とご協力をいただき、順調に運営できております。この場をお借りして感謝を申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染症の終息が見えず、3密を避け、新しい生活様式で生活をしなくてはならない状況で、住民生活にも様々な影響が出ております。市町村の行政運営と同様に広域連合の運営にもコロナ禍による影響が出ております。要介護認定調査は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から対面での調査が厳しいことから、更新業務については職権による有効期限の延長で対応しております。また、保険者についてはコロナの影響により、減免申請の対応や問合せが大幅に増えている状況がございます。新型コロナウイルスの影響については当分続くことが予想されることから、被保険者に不便を与えないよう迅速な対応に努めて参ります。

介護保険の事業運営につきましては、現在、令和3年度よりスタートする第8期事業計画策定に向け、事業の進捗管理、評価分析、見込み量の推計等を行い、順調に進んでおります。また、広域連合設立以来、懸案事項でありました保険料の均一賦課については平成30年度より議

論を行って参りましたが、本年10月7日の運営会議において、第9期事業計画から均一賦課を行うことで同意を得ております。8期事業計画期間においては、データ分析及び格差是正に向けた取組を推進、住民への周知期間として第9期均一賦課に向け取り組んで参りますので、議員の皆様のご協力をお願い致します。

さて、本日の議案、特別会計補正予算（第2号）につきましては、保険者機能強化交付金の活用に関するものであります。これまで広域連合においては、普及用DVDの作成や地域支援事業推進員の配置等、広域全体に関する取組を推進して参りましたが、今回は市町村の事業をより推進するための予算の計上となっております。議案等の内容については事務局長から提案理由の説明の中で申し上げますので、ご審議をいただき、いずれも原案どおり議決賜りますようお願い申し上げます、招集のご挨拶と致します。よろしくお願ひ致します。

○議長 田仲康榮 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、14番 宮里歩議員及び15番 喜屋武すま子議員を指名致します。

日程第2 会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。本臨時会の会期は、本日の1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 田仲康榮 異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は、本日の1日間とすることに致します。

日程第3 諸般の報告を行います。

本臨時会の会議に出席を求めた説明員の職、氏名は、お手元に配りました名簿のとおりであ

ります。

次に地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書が提出されていますので、事務局にて閲覧に供しております。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第10号 令和2年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算（第2号）を議題と致します。

本案について提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長 具志堅兼栄 皆さん、おはようございます。会の始まりに、議長のほうから11月11日「介護の日」の周知がされました。ありがとうございます。介護の日と併せまして設けられているのが、福祉人材確保重点実施期間です。介護の日の前後1週間ですので、11月4日から11月17日間となっています。実施期間の目的が、福祉・介護サービスの意義の理解を一層深めるための普及啓発及び福祉人材の確保と定着を促進するための取組期間となっていますので、議員の皆さんにおかれましては、市民の皆さん、住民の皆様への周知をよろしくお願い致します。

それでは、議案第10号 令和2年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算（第2号）について、ご説明します。

特別会計補正予算（第2号）は、既存の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,840万7,000円を追加し、歳入歳出予算総額を356億5,093万7,000円とするものであります。今回の補正の主なものは、保健福祉事業を充実強化するために保険者機能強化推進交付金を構成市町村に補助金として交付するものであります。

歳入歳出補正予算の内容について、事項別明細書でご説明をします。

まず歳入について、ご説明をします。5ページをお開き下さい。3款2項4目保険者機能強化推進交付金552万5,000円は、交付決定に伴い

追加計上するものであります。3款2項5目保険者努力支援交付金5,195万4,000円は、交付決定に伴い新たに計上するものであります。3款2項6目介護保険災害臨時特例補助金92万8,000円は、新型コロナウイルス感染症に伴い収入が減少した被保険者の保険料減免に対して補填するための補助金を計上するものであります。

次に、歳出についてご説明します。6ページをお開き下さい。2款1項1目介護予防・日常生活支援総合事業費、2款2項1目包括的支援事業・任意事業費は財源内容を変更するものであり、補正額の増減はありません。

4款1項1目保健福祉事業費3,896万円の内訳について、ご説明します。18節負担金、補助及び交付金4,496万円は、保険者機能強化推進交付金を市町村に補助金として交付し、保健福祉事業を充実強化するものであります。12節委託料600万円の減は、新型コロナウイルス感染症の影響により、介護予防百歳体操のDVD作成業務等の執行に支障が生じることが想定されたことから計画を変更し、委託料を減額にしました。その財源は市町村に交付する保健福祉事業の補助金に充当しております。

5款1項1目給付費準備基金積立金1,944万7,000円は、介護給付費準備基金に積み立てるものであります。

以上で特別会計補正予算（第2号）のご説明とします。ご審議のほど、よろしくお願いを致します。

○議長 田仲康榮 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

13番 伊計裕子議員。

○13番 伊計裕子 すみません、6ページの2款の地域支援事業費の1目の介護予防・日常生活支援総合事業費、それから2款1目の包括

的支援事業・任意事業費、それが先ほだのご説明では財源内容変更とおっしゃっていましたが、その辺のところをもう少し詳しく教えていただけますか。お願いします。

○議長 田仲康榮 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長 大城朝敏 ただいまご質疑のありました、まず2款地域支援事業費の1項介護予防・日常生活支援総合事業費、1目の介護予防・日常生活支援総合事業費については、今回充当財源変更で、国・県支出金の増を行っております。この国・県支出金の増につきましては、5ページの歳入のところの保険者努力支援交付金、この保険者努力支援交付金につきましては、この介護予防・日常生活支援総合事業費に充当して事業を実施するというので、こちらの充当財源変更のほうを行っております。ですので、保険料になるのですけれども、一般財源のほうを5,195万4,000円の減と国庫支出金の増となっております。

次に、その下の2項包括的支援事業・任意事業費の1目包括的支援事業・任意事業費につきましては、国の充当財源の2,860万1,000円の減で一般財源の増となっているのですけれども、これはその下の保健福祉事業費の国庫補助の部分の3,412万6,000円を確保するために減のほうを行っております。保健福祉事業につきましては、その包括的支援事業・任意事業費の減にした分と合わせて、あと保険者機能強化推進交付金を今回補正増をしております552万5,000円を足した金額が保健福祉事業の国・県の支出金、充当額となっております。説明は以上となります。

○議長 田仲康榮 ほかに質疑ございませんか。

11番 伊・正徳議員。

○11番 伊✓正徳 11番 伊・です。よろしくお願いします。今の局長の説明、そして質疑にもありましたとおり大まかな流れは一応確

認していますけれども、その中身をもう一度、私のほうからちょっと確認させていただきたいと思います。

歳出の5ページの国庫支出金の説明の内容と、そして6ページの主に保健福祉事業の18節負担金のことについて、お伺いしたいと思います。5ページのほうではそれぞれ3目に説明されていますけれども、補正の欄を見ましたら、保険者機能強化推進事業のほうが今回追加ということでありまして補正前が載っていますけれども、ということは今回ここにあって補正をして、各市町村に交付するという事となったことは、当初この交付金事業というのが既にあったということで、今回新たに18節の4,496万円は新設されているものと理解してよろしいでしょうか。まず1点です。

そして、この負担金は各市町村配分と言っていますけれども、資料の要綱などを全部見てみたら、いろいろな算定方法がありまして、どれを取っているのか私はちょっと確認できないのですけれども、どれでも該当させられるのか。それともその額というのは、私達構成市町村に全部配分額が決められて、どのように算定されているのか。それを伺いたいと思います。

あと1点まで一括して質疑します。この各市町村からの要望なども出ている額で算定されているのか。事業実施なども、年度は残すところも僅かですけれども、確実にそれが遂行される見込みで交付するのかどうか、そのあたり3点をお伺いします。

○議長 田仲康榮 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長 大城朝敏 お答えします。

まず1点目です。今回のものが新設なのかというところなのですけれども、今回新設で新たに予算を組んで実施するものになります。

市町村ごとの配分につきましては要綱のほうにもあるのですけれども、まず交付配分の事業

の総額から、まず広域連合が実施する、今回保健福祉事業で実施する分を除いて、その残った分についてはまた市町村に配付するというところで、まず交付金の配分については市町村ごとに均等割、あと65歳以上割が30%、インセンティブ割が50%ということで、その配分に応じて市町村ごとに額を決定します。その決定した額の範囲内で、市町村はこの新たな事業展開を進めていくというふうに考えております。ですので、市町村が確実にやるという前提のもとに予算を組んでいるというよりは、市町村ごとに金額を割り振って、積極的に使ってもらおうというのが今回の趣旨となっております。実際、今市町村のほうに確認のほうを実施できるのかどうかも含めて問合せのほうを行っております、少なくとも18の市町村では実施するというので、計画を今調整しているということで確認しております。以上です。

○議長 田仲康榮 ほかに質疑ありませんか。

14番 宮里歩議員。

○14番 宮里 歩 質疑させていただきます。

今回、この保険者機能強化推進交付金、インセンティブについてちょっとわかりにくい部分があるので質疑させていただきます。今回522万5,000円計上されていますが、これはいただいている資料のものを見ますと、交付金のこの要綱の部分を見て今質疑をさせていただいております。要綱の2枚目の4条のところの(3)と(4)は特別枠と広域連合枠というのがあるのですけれども、その広域連合枠の中に広域連合が構成市町村全体の介護予防・保健事業の充実に資する事業を実施する場合に、交付金を充当することができるということで、今回この補正予算の中で552万5,000円が計上されているかと思うのですが、まずこのインセンティブの内容をもうちょっとわかりやすく説明していただきたいということと、広域連合枠に値するこの事業というのが、どういったものがあるのかと

いうのをわかりやすくご説明いただけたらと思います。

○議長 田仲康榮 総務課長。

○総務課長 大城朝敏 お答え致します。

まず、この要綱のほうで広域連合枠ということでどういうものを行っているかというところなのですけれども、これは当初予算のほうで計上しておりました地域支援推進員という者がおりまして、地域支援事業をよりよく推進していくために、市町村の助言・指導を行いながら推進するための推進員を1人、今置いております。その分にかかる費用というのが1,200万円ぐらいの額が、もともとこの保健福祉事業の中で計上されております。今回の分については、全体の総額については、5ページの保険者機能強化推進交付金につきましては4,897万5,000円あります。総額ですね。広域連合が実施する部分を除いた金額についての額が4,496万円となります。ですので、この4,496万円については市町村に全額配付する総額の予算になります。その4,496万円を、先ほどの均等割20%と、あと65歳以上の人口割、あとインセンティブ交付金の算定基礎に基づく割合の50%に基づいて、市町村ごとにこの金額を設定しております。その金額に基づいて、市町村のほうはまたこの事業のほうを実施していくということです。

○議長 田仲康榮 事務局長。

○事務局長 具志堅兼栄 保険者機能強化推進交付金ですが、インセンティブ交付金、皆さんのほうにも資料をお届けしているのですが、該当する事業が決まっております、従来まででしたら地域支援事業費、それと市町村の特別給付及び保健福祉事業と第1号の保険者相当分に充当することができておりました。その後見直し等が行われまして、令和2年度からは一般会計で行う高齢者の予防健康づくりに資する取組を追加することになります。今回市町村に交付するに当たりましては、要綱を作成しないと交付

ができないということで国・県と調整をしまして、要綱ができた段階で市町村に説明をして、今予算として計上をしています。

流的に言いますと、広域連合で議案が可決しますと、市町村はすぐ来る臨時議会、または12月の定例議会で予算計上をする形になります。期間的に3か月ぐらいしかございませんので、目いっぱい期間を設けて、市町村が従来の事業に上乘せをする分、または新規で事業を実施する分について補助金が交付されることになります。しかしながら、29市町村全てができない場合もありますので、その場合については余剰分を基金に計上することができます。しかしながら、市町村におきましては十分対応するよというということで、この間の課長会議のほうではお願いをしたところですので、インセンティブ交付金4,400万円のうち300万円は特別枠ということで設けていまして、新規に事業を実施する場合については、1年当たり3団体ほどを先駆的な事業として特別枠で設定しようという目的も持っています。ですので、特別枠に応募する市町村もおりますし、従来のその割当てられた経費の中で事業を上乘せ分、新規分をする団体も出てきます。大変タイトな中での事業実施ではあるのですが、要綱の調整に時間がかかったというのと、ただこれは今年やらないと、また次年度、1年遅れて実施をするようになるものなので、その辺を市町村にお願いをして今回実施をするという運びになっていますので、ご理解をお願いします。

○議長 田仲康榮 14番 宮里歩議員。

○14番 宮里 歩 すみません、今のこのインセンティブの予算についてなのですが、これは今回4,400万円余りということで、今の市町村のこの実施状況からして年額どれぐらい…、4,400万円ぐらいという見通しなのか。どれぐらいの見通しというのがもしわかれば、お願い致します。

○議長 田仲康榮 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長 具志堅兼栄 4,400万円を計上していますので、市町村についても出来る限り完全実施をしてもらいたいと考えております。しかし、先ほどご説明をしたように、大変タイトな中での事業実施で厳しい状況にはありますが、保険福祉事業の充実強化のための事ですので、我々と致しましては、できる限り実施してもらいたいと。できたら100%を望んでいるわけですが、ただ自治体によっては、やはり実施できる体制にないところについては当然実施ができませんので、そういうときにつきましては、先ほど言いましたとおり基金に充当するという考えです。こちら地域支援推進員がおりますので、できるだけそういう方々を派遣しまして、できるように努力をしていきたいと思っております。

○議長 田仲康榮 ほかに質疑ありませんか。

4番 與那嶺透議員。

○4番 與那嶺 透 質疑致します。

交付金の、先ほどの配分の件であります、市町村枠と特別枠がありまして、特別枠では1事業100万円が限度となっております。これと市町村枠について限度額はあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

あと、この特別枠の中での事業の実施の内容として、年齢制限とかそういったのがあるのか。65歳以上でないと、この特別枠の事業に当てはまらないのか、お伺いします。

○議長 田仲康榮 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長 大城朝敏 お答えします。

まず市町村ごとの額については、先ほど説明したようにこの総額4,000万円弱の増の金額に市町村ごとの端数を掛けて計算しますので、市町村ごとに金額はみんなばらばらになります。一番高いところで400万円ぐらいあるところから、低いところでは30万円台の市町村まである

のですけれども、その規模に応じて配分のほうは行って参ります。

この事業実施内容につきましては、この事業の趣旨というのが予防に資する事業ということになりますので、年齢とか対象とかということではなくて、あくまで高齢者の予防につながる事業展開であれば、基本的に認めていくという方向で調整を行っています。

○議長 田仲康榮 25番 新垣幸子議員。

○25番 新垣幸子 25番 新垣です。3点ほど質疑致します。

5ページの5目保険者努力支援交付金ということで今回新規ということであるのですけれども、5,195万4,000円ということで内容のほうを、一応裏のほうにも載っているのですけれども、ちょっと詳しい説明をお願いしたいと思います。これは、例えば社会保障の充実、創設ということで、介護予防・健康づくりに関するものということであるのですけれども、具体的な内容を教えて下さい。

それと、あと6目の介護保険災害臨時特例補助金なのですけれども、これはまた92万8,000円ということで、これは令和元年度は調定、収入とも4万円ということであったのですけれども、今回先ほどの説明でコロナの収入減に対する補填ということであるようなのですが、それだけなのか。それとも、ほかにも何か補填するものがあるのかどうか教えて下さい。

それと7ページのほうなのですけれども、給付費準備基金積立金ですが、この内容です。当初は1,000円ということで取られておりましたけれども、この金額に対する内容を教えていただきたいと思っております。以上です。

○議長 田仲康榮 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長 大城朝敏 まず努力支援交付金の内容についてです。まず先ほど話をしたのは、保険者機能強化推進交付金については、基本的

には保険者の実際いろいろやっている事業を国のほうが評価をしていって、この予算の算定を行っていくと。これに対して、この努力支援交付金については保険者のほうで新たにどんな事業をやっているか、あとそういったことを評価して交付される予算となります。この努力支援交付金については予算の用途についても限られておまして、介護予防支援に充当して活用することができるというふうな取り扱いになっているものですから、今回補正につきましては全額この充当財源を介護予防・日常生活支援総合事業費への充当を行っているということになります。

○議長 田仲康榮 会計課長。

○会計課長 野原 学 2番目に質疑がありました介護保険災害臨時特例補助金についてであります。これは今回国のほうが財政支援をするという、コロナで被災した方への保険料減免に関する財源支援でありまして、今後また変更、交付申請ですね。年度分、予定額を取りまとめて、これから申請する予定です。

質疑がありました当初予算に載っている4万円なのですが、あれも似たような名前なのですが、4万円のものについては東日本大震災で被災した方が対象の保険でありまして、これとは別になっております。以上でございます。

○議長 田仲康榮 総務課長。

○総務課長 大城朝敏 先ほど3番目に質疑がありました5款の基金積立金、介護給付費準備基金の内容ということなのですけれども、こちらは基本的には介護給付費、事業を実施して余ったお金というのは基本、この財源については保険料になります。その保険料をこの基金のほうに積み立てていて、この事業計画を策定するときに、今年度は今事業計画を策定して決定するのですけれども、その保険料軽減に充てるための財源として積立てのほうを行っております。以上です。

○議長 田仲康榮 ほかに質疑ありませんか。
(「質疑なし」の声あり)

○議長 田仲康榮 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 田仲康榮 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号 令和2年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算(第2号)を採決致します。

お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 田仲康榮 異議なしと認めます。したがって議案第10号 令和2年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

お諮り致します。本臨時会で議決された案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 田仲康榮 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定を致しました。

これで本日の日程は全部終了致しました。

会議を閉じます。

令和2年第56回沖縄県介護保険広域連合議会臨時会を閉会致します。おつかれ様でした。

閉 会 (午前10時40分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

沖縄県介護保険広域連合議会議長

田 仲 康 榮

署名議員(議席番号14番) 宮 里 歩

署名議員(議席番号15番) 喜屋武 すま子